

平成30年3月6日

各 位

用 地 経 理 課 長

「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」  
の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」を決定・公表し、新労務単価の早期適用とともに、平成30年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定めました。

また、国は都道府県においても国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請しており、東京都は、この要請を踏まえて新労務単価の運用に係る特例措置を講じることを定めました。

これらを受けて、江戸川区も国、都に準じて、別紙のとおり新労務単価に係る特例措置を定め、実施することとします。

受注者の皆様におかれましては、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価等の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務部用地経理課契約係  
電話：5662-1005（直通）

## 第 1 措置の概要

第2に該当する工事の受注者は、工事請負契約約款第49条の規定により、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、区に対し請求することができる。

## 第 2 具体的な取扱い

- (1) 平成30年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価適用して予定価格を積算しているもの

次の方により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手續が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P \text{ (新)} \times k$$

この式において、P (新) 及びk は、それぞれ次を表すものとする。

P (新) : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 平成30年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する工事契約条項第20条第7項の運用について」の内容を準用する。

## 第 3 請求期限

第2(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、原則として契約を締結した日から2か月以内とする。

なお、協議の請求は別紙の様式により、工事担当主管課宛に行うこと。

(様式)

年 月 日

江戸川区長 殿

受注者

印

### 工事請負契約の変更協議について

下記の請負契約について、工事請負契約約款第49条の規定により契約金額の変更の協議を請求します。

記

1 工事件名

2 工事場所

3 契約金額

4 契約確定日

平成 年 月 日

5 工期

平成 年 月 日